

消費者庁における「なりすまし広告詐欺対策」に関する取組



「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議）

・変化する欺罔の手口について、迅速・的確にその特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象及び訴求内容と合致する広報啓発の手段を選定し、効果的な広報啓発を行う。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月21日 閣議決定）

・警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省及び経済産業省で連携して、なりすまし広告詐欺に関して、消費者への注意喚起や広報啓発の取組を令和8年度に実施する。

○SNSなどを通じた投資や副業といった「もうけ話」にご注意ください！（消費者庁ウェブサイト）

<継続中>

SNSなどを通じた投資や副業といった「もうけ話」にご注意ください！

投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず依然として続いています。

SNSをきっかけに「もうけ話」をすすめられたとの消費生活相談が寄せられています。中には、著名人・有名人のなりすましと考えられる事例もあります。

儲け話をすすめられたら、まずは疑いましょう。

（令和6年5月30日追記）

著名人・有名人のなりすましと考えられる事例が令和5年度下半期以降、増加傾向にあります。

- ・SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう。
- ・投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合、それは詐欺です。振り込まないでください。
- ・被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えましょう。
- ・相手の説明に不自信や疑問を抱いたら、すぐ相談しましょう。被害回復を遅った二次被害にあう可能性もありますので、併せてご注意ください。

少しでも不安に思ったら消費生活センター等にご相談ください

*消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

○事業者と連携した注意喚起 （LINEやフー株式会社

<継続中>

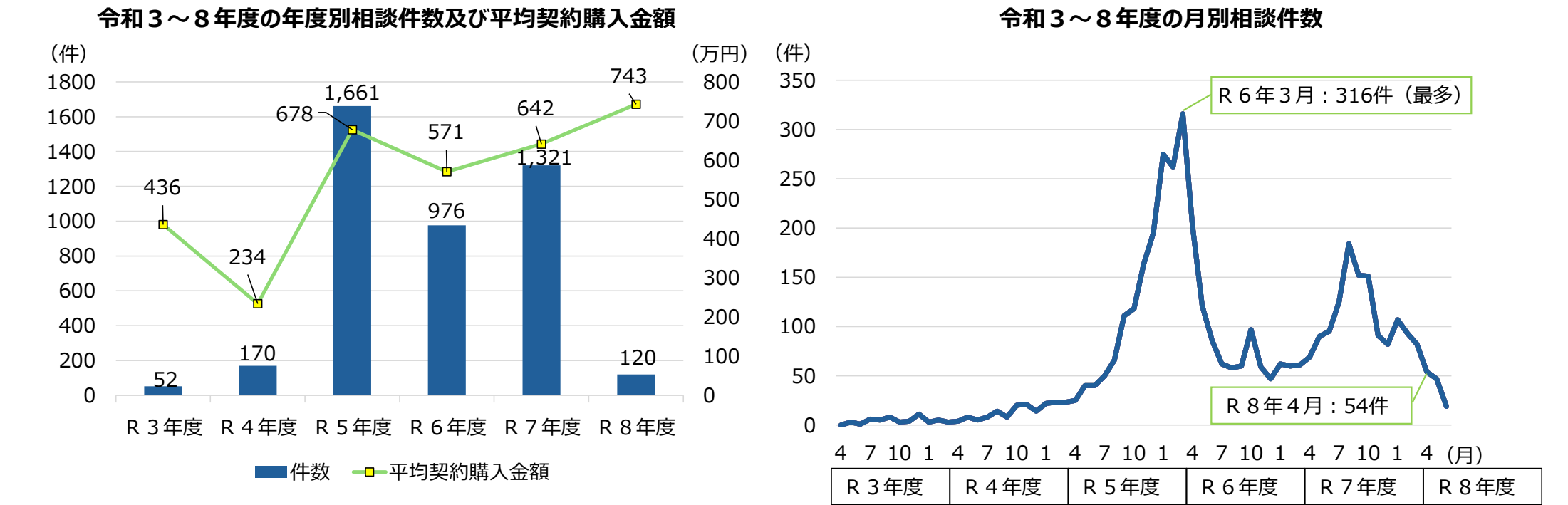
Facebook Japan合同会社)

<令和6年7月～令和7年2月>

（※）注意喚起に加え、悪質商法による被害防止のための消費者教育も実施している。

PIO-NETにおける「SNSをきっかけとして、著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービスの消費者トラブル」の消費生活相談情報について（令和8年6月30日までのPIO-NET登録分）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月21日 閣議決定）
・各地の消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の分析能力や情報発信力を高め、地域における専門家確保等の体制を強化するとともに、PIO-NETに各消費生活センターから一元的に集約された相談情報を関係府省庁に積極的に提供し、関係府省庁における取組強化に活用する。



(※1) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された相談情報を基に、消費者庁において作成。
(※2) SNSを契機とした金融商品・サービスのうち、著名人を名乗ったり、騙ったりする相談や、著名人とのつながりを示唆する相談を対象に集計している。また、著名人に限らず、有名評論家や学者、投資家、アナリストなどに加え、これらのアシスタント、弟子、親族などといった関係者を名乗る相談も含む。

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報について、関係省庁に近日中より毎月提供を開始
⇒各省庁における取組強化に寄与